

海外生活 エッセー

シンガポール事務所

多様な ASEAN 多様なお酒事情

元(一財)自治体国際化協会シンガポール事務所 所長補佐 (現北九州市環境局環境国際戦略課) 加藤 雄司

近年、世界的な和食ブームと共に日本酒の輸出量も増えています。各自治体も地域の日本酒や焼酎等の海外販路拡大に日々注力されているのではないのでしょうか。しかし、海外でのお酒の販売や習慣は日本とは勝手が違います。特定の日や時間によってお酒を飲むことができないだけでなく、そもそも売っていない地域や国もあります。値段も場所によってまちまちです。ASEAN 地域でのお酒事情についてご紹介します。

→ 買えない時間・日・地域・国

2015年4月からシンガポールでは夜10時30分から翌朝7時まで公の場所での飲酒や酒類の販売が禁止され、違反者には約8万円の罰金が科されることとなりました。一部のバーやレストランなどは例外が認められていますが、スーパーやコンビニでは規制時間帯に販売できないように冷蔵棚にチェーンがかけられます。規制後1年間で深夜の公園や路上等での飲酒等による違反者は1,800人にのぼったとのこと。ただ、こういった飲酒や酒類販売の規制は東南アジアでは珍しくなく、以下のような規制が各国にあります。

タイ：酒類を商店等で販売できる時間は午前11時～午後2時と午後5時から深夜12時までと決まっています。仏教の祝日である「ヴィサカブーチャ（仏誕節）」等の日も酒類の販売が禁じられています。また、酒類の広告宣伝ができないという規制もあります。

ブルネイ：厳格なイスラム教国のため国内の酒類の販売等は一切禁止されています。

インドネシア：「禁酒法」案が国会に提出されるなど規制の動きが出ています。

ちなみにインドでは年間4日間（ガンジー氏の誕生日や独立記念日等）は「ドライデー」とされ、酒類の販売ができません。また、グジャラート州やケララ州な

ど一部の地域は「ドライステート」とされ、お酒が飲めない禁酒州となっています。



インドでシンガポールでの酒類販売規制の様子は飲酒による暴力事件やトラブルに対する住民の不満が強く、地方選挙では支持率を上げるため禁酒州指定を公約に掲げる場合もあるといわれています。

→ ベトナムはビール天国？

そんな「逆風」の東南アジアで最もアルコールフレンドリーな国といえば「ベトナム」ではないでしょうか。酒類の販売可能時間等の規制もなく、何より価格が安いことが魅力です。

	シンガポール	マレーシア	ベトナム
缶ビール 1本の価格 (タイガービール 330ml)	約240円 (3SGD)	約163円 (6.5MYR)	約62円 (12,300VND)

こういった環境のおかげか、ベトナムは今や中国、日本に続いてアジア第3位のビール消費大国となりました。

そんなビール天国ベトナムへの出張が楽しみなのは私だけではないと思いますが、飲ませ上手なベトナムの方との酒席をご一緒する時にご注意を。グラスが空くやいなやビールが注がれ、ベトナム式乾杯の「チャム・ファン・チャム！」（「100分の100」という意味で杯を空けるまで飲むということ）で飲みすぎてしまいますので。



ベトナム産ビール「333（バーバーバー）」は1本約47円（9,400VND）